

泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討の報告書に関する意見募集（パブリックコメント）について

- 1 意見募集期間：令和6年11月18日（月）から令和6年12月17日（火）まで
- 2 意見等提出件数：4名（42件）
- 3 ご意見・ご提案の概要及び組合の考え方

No.	章	項	節	タイトル	ご意見・ご提案の概要	組合の考え方
1					<p>泉北環境整備施設組合様 泉北クリーンセンターの移転(高石市高砂2丁目・ENEOS跡地と高砂公園)ですが、条件問題無く移転ありきの様ですが、堺泉北臨海工業地は52年前から地盤沈下継続しています、関空島も沈下しています、阪神淡路大震災時の六甲アイランドの液化化地盤沈下を思い出します、米国での CDCS 二酸化炭素回収貯蔵 CDCU 二酸化炭素の有効利用で地中深くで貯蔵圧縮の方法が進んでいますが、いずれにしましても、地中に埋めますが其の地盤沈下しているベースでは問題あると思います、近年地震激甚化被害は深刻化で予想と対策は地球規模の課題です、友人がA社で社長と英国の廃棄物プラント建設に携わっています聞くところでは2022年6月泉北クリーンセンター「施設長寿化・CO2排出量削減と災害時の廃棄物処理体制の強化」完了10年間の安定稼働保証済みと聞いています東京都中央区の中央清掃工場(晴海5-1)の側に'20杯パラ選手村出来て跡地にはオシャレな住居・店舗が建設され賑わっています、高石市・和泉市は上質な住宅地を目指していますので、ゴミ焼却場は現在地で継続運営願います・高石の狭い道路と臨海地区へのアクセスの悪さは交通渋滞問題を起こします、それと1千億円の建設費用は各市の大きな負担になります、諸事情ご勘案頂き、私共は反対申し上げます。(千字越えます)</p>	<p>・堺泉北臨海工業地の地盤沈下について、国土交通省の調査図（土地履歴調査図）によると、次のようになっています。</p> <p>①現有地付近（2箇所） 調査期間：S39～H21 累積：-12.20cm 調査期間：S44～S49 累積：-17.40cm</p> <p>②ENEOS跡地付近（2箇所） 調査期間：S45～H10 累積：-1.05cm 調査期間：S45～H10 累積：-3.28cm</p> <p>③高砂公園付近 調査期間：S45～H10 累積：-16.42cm</p> <p>必ずしも沿岸部の沈下が大きいわけではなく、地域によっては内陸部の沈下が大きいようです。また、二酸化炭素を貯留するには、地表面や海底面から1,000メートル以上深い地質であること、多孔質の地層（貯留層）が存在し、貯留岩が泥岩などの不浸透性の地層（遮へい層）で覆われていること、十分な貯留容積を有していることなどの条件が求められます。よって、候補地における地中への二酸化</p>

					<p>炭素貯留は考えておらず、候補地の地盤に影響を与えることはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現施設の延命化措置については、ご意見のとおり延命化工事を実施し、2033年度（令和15年度）まで、安定稼働できるものとしております。しかしながら、今回の施設整備（建替）は2034年度（令和16年度）以降の処理を見据えたものであることから、その立地を検討しているものであります。 ・候補地②及び候補地③の周辺道路については、工業地である特性上、大型車両の通行に適しており、幹線道路とのアクセスもよく、車線数、道路幅員も十分と考えています。 ・建設費については、候補地①にて建て替える場合が最も高額な費用がかかるため、経済的負担は最も大きいと考えているものです。
2	7	2	比較評価結果	<p>防災について候補地2及び候補地3はいずれも高石大橋、浜寺大橋、阪神高速の3系統で内陸部と接続しており大規模な震災によっていずれも寸断された場合にアクセスが不可能になる可能性があり経路復旧まで廃棄物処理が不可能になる場合を想定して候補地2及び候補地3が選定される場合は大規模な震災発生時に臨時で廃棄物を搬入する拠点として候補地1を残せないかまたは代替の手段を確保する必要があるか検討すべき</p>	<p>候補地②及び候補地③につながるすべての経路が寸断されるような激甚災害の場合については、被害のない他の自治体との広域連携処理、民間廃棄物処理施設への処理委託、国や府によって設置される仮設焼却施設の活用等の代替措置により処理を行うこととなります。なお、高石大橋、浜寺大橋については、耐震化工事済です。</p> <p>東日本大震災のようなレベルの激甚災害の場合、組合市内の多くの箇所では家屋倒壊、橋の寸断、道路の亀裂などが生じることが想定されます。そのような場合、いずれの候補地においても経路が寸断される可能性があるため、今後、基本計画等で激甚災害時のBCP（事業継続計画）についても検討してまいります。</p>
3	3		建設候補地の選定の流れ	<p>報告書P12上段から5行目、又、12行目 該当箇所：適合評価にあたっては、面積及び法規制等</p>	<p>施設整備に必要な敷地面積が確保できない場合、本施設の整備そのものが困難となります。このため、適合評価にお</p>

				<p>の観点から施設整備の可否を判断した。となつていますが、又、市町村等からの推薦、又は公募による候補地の抽出となつていますが？</p> <p>ご意見：面積が決まっているのでしょうか？又、3市町村の広報紙を通じて公募されたのでしょうか？</p>	<p>いて、施設整備における十分な面積の有無の観点で評価を実施しました。面積については、基本構想（令和5年策定）で検討した必要敷地面積を基に、車両動線や工事必要面積等を含め、およそ30,000m²以上であることを目安としたものです。また、候補地の抽出について、ご意見にある「市町村等からの推薦、又は公募による候補地の抽出」は、説明にあるとおり、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」における主な流れであり、本事業における立地検討では、P13図3-2にあるとおり、組合市から列挙することとしたものです。よって、公募による抽出は行っておりません。</p>	
4	4		候補地の列挙	<p>報告書P15上段から9行目</p> <p>該当箇所：候補地②の面積が約7.0ha となつていますが</p> <p>ご意見：P23に適合評価結果の上段から8行目に、施設建設は可能となつていますが、現有地の面積規模でも可能と考えますが、将来構想があつて7.0haの大規模な面積が必要と考えられているのか？何故、3施設の規模を同程度に合わせて比較しなかつたのか？</p>	<p>ご意見のとおり、現有地の面積は約4.2ha でありますので、施設建設は可能であることから適合評価において、適合とされたものです。ただし、現施設を運用しながら新たな施設を建設するには面積が不足するため、現施設解体後に整備することが必要となります。本検討においては、現施設の解体及び新施設の施工時のごみの外部処理費等を計上し、経済性の評価にて考慮しています。</p> <p>候補地②については、面積が約7ha あるものの、必ずしも施設整備に7ha が必要というものではありませんが、将来的に脱炭素社会へ向けた新たな設備建設や、建て替え用地確保の困難性を踏まえ、それらが可能となる面積の確保は望ましいものと考えております。なお、施設規模については、3候補地ともに同一規模（焼却施設283t/日、粗大ごみ施設21t/日、資源化施設19t/日）にて比較しております。</p>	
5	7	1	2	比較評価の配点及び	報告書P31比較評価の配点及び評価基準	比較評価の配点については、P31に記載のとおり、概ね

			評価基準	ご意見：P 3 3 比較評点の評価基準及び考え方の評価基準の防災項目と経済性の評点の差異を大きくしたのか？	各大項目で同程度の点数(90点)とするとしたものです。当然、大項目における評価項目数には差がありますので、大項目ごとに各評価項目の配点には差が生じるものです。
6	7	2	比較評価結果	<p>報告書 P 4 0 上段から 5・6 行目</p> <p>該当箇所：土地取得の容易性・合意形成において他の候補地に比べ優位と考えられる。又、周辺事業所への聞き取り調査の結果と綴られています。</p> <p>ご意見：初めから候補地②に照準が当てられたように、候補地が決まる前から周囲の事業所に承認を得ているがフライングではないのか？</p>	ご意見では、候補地が決まる前から周囲の事業所に承認を得ているとありますが、候補地②及び候補地③の周辺事業所への聞き取り調査については、P 8 7～9 0 にあるように、すべての候補地において同じ時期に実施しています。また、調査については、候補地からの承認を得る目的で実施したものではありませんので、ご意見にあるような事実はありません。P 4 0 については、比較評価の結果を記載したもので、候補地②の特徴等についてまとめたものです。
7	7	2	比較評価結果	<p>報告書 P 4 3 上段から 1 1・1 2 行目</p> <p>土地所有者、地元自治会の理解が得られている。得られていない。と書かれているが？</p> <p>ご意見：候補地 1 の採点結果 0 になっているが、現在も当初の地元の理解により操業がなされているのに、何故 0 点に採点されているのでしょうか？</p>	ご意見にあるとおり、現施設は地元自治会の理解を得て現在も操業しております。しかし、新たな施設を整備するとなると、工事期間中をはじめ、施設が完成した後も、長きにわたり多大なるご理解とご協力が必要となります。施設整備を円滑に進めるにあたっては、地元自治会等の皆様のご理解及びご協力が不可欠であり、地元自治会の理解度はわかり知る必要があることから、聞き取り調査を実施し、その結果、複数の自治会において理解を得られていない意見がありましたので、0点と採点されたものです。
8	7	2	比較評価	<p>報告書 P 4 5 下段から 4 行目</p> <p>将来の建て替え用地の確保が出来るか難しいかで、採点結果が大きく差異があります。</p> <p>ご意見：将来の建て替え用地の確保で、各候補地の採点がなされていますが、将来の施設構想がされていて、候補地①・③の採点が 0 点になっているのでしょうか？規模も決定しているのでしょうか？</p>	一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、建設用地の確保が最も大きな課題となっています。将来の建替え用地の確保については、将来の用地確保の手續等が不要となり、また、将来の経費の削減に寄与できるものと考え、確保できていることが望ましいことから評価したものです。同一敷地での建替えの可否については、メーカーアンケートの結果を踏まえ整理したもので、現段階で想定される施設の配

					置や余剰面積を考慮して検討したものです。 具体的な施設規模は、今後検討を行います。
9	資料2		各候補地の採点結果の根拠	<p>報告書P 6 8上段から6行目 廃棄物処理施設は工業系の用途地域の設置が望ましいとされ、都市計画区域内においては、廃棄物処理施設は都市施設としての指定が必須である。と記載されていますが、</p> <p>ご意見：候補地①は既に廃棄物処理施設として稼働し、都市施設として指定されたものであることから工業系地域として取り扱うべきものであり、採点は他候補地と同じ採点とするべきでは？</p>	用途地域は、市街地の大枠としての土地利用の用途を定めたものです。国土交通省都市計画運用指針の「廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項」に、廃棄物処理施設は工業系の用途地域の設置が望ましいとされており、その主旨及び周辺地域への影響を勘案すると、住居系用途地域・商業系用途地域への整備は避けることが望ましいため、評価したものです。このため、現有施設の都市施設決定の有無に関わらず、各候補地における用途地域に応じた評価を行ったものです。
10	資料2		各候補地の採点結果の根拠	<p>報告書P 8 1下段から2行目 候補地内に周知の埋蔵文化財が該当。と記載されていますが？</p> <p>ご意見：候補地①は当時に建設された時、埋蔵文化財区域に入って入れば市教育委員会からの指導で発掘調査はなされているものです。よって、採点結果では0点になっていますが、他の候補地と同等とみなし3点とすべきではないでしょうか？</p>	<p>現有地東端に含まれる埋蔵文化財包蔵地は、和泉小金塚古墳の一部と考えられ、過去に掘削を伴う改変は行われていないものと考えています。</p> <p>現有地で新たに施設整備を行う場合、当該区域で掘削を伴う改変が必要となる可能性が考えられることから、埋蔵文化財包蔵地の有無により評価を行ったものです。</p>
11	資料2		各候補地の採点結果の根拠	<p>報告書P 8 4土地取得・合意形成 下段から3行目に、候補地②採点2となっていますが、土地が民有地であり用地取得は必須であるが、所有者の承認を得ている。と記載されていますが？</p> <p>ご意見：4番にも記載させていただきましたが、候補地②に記載の通り、候補地として決定されない内に土地所有者に承認を得てますが、道筋としてはいかがなものでしょうか？検討委員会もすでに6回開催されていますが、このことについて委員さまからの意見が</p>	施設整備にあたっては、土地所有者の合意は前提となることから、立地検討の段階で土地所有者に確認を行う必要があります。よって、候補地の列挙において、「候補地とすることについて、所有者の承諾を得ることができる。」ことを列挙の目安としています。当然、土地の所有者の承諾なしに候補地として列挙できるものではありませんので、高石市にて候補地とすることについて、土地所有者の承認をいただいたものです。この内容については、立地検討委員会においても承諾を得たものです。

				なかったのでしょうか？管理者及び副管理者からの指示があったのでしょうか？	なお、立地検討において、管理者等からは中立性と客観性を保つようにとの指示のみです。
1 2	資料 2		各候補地の採点結果の根拠	<p>報告書 P 8 6 地元自治会の理解度 上段から 1 1 行目に候補地①の採点結果が 0 点になっていますが、理由として地元自治会の理解が得られていないとの事。と記載されていますが？</p> <p>ご意見：候補地①は現在も稼働している上に、地元自治会の理解があつて承認が得られています。この段階で地元自治会の意見を聞きに行くのは地元を怒らすようなものです。聞きとり調査をした自治会名を公表してほしいし、自治会によっては現有地での建て替えに問題はないとの意見もあるのも事実です。このことを、どのように判断されようとされているのか？</p>	<p>ご意見にあるとおり、現施設は地元自治会の理解を得て現在も操業しております。しかし、新たな施設を整備するとなると、工事期間中をはじめ、施設が完成した後も、長きにわたり多大なるご理解とご協力が必要となります。施設整備を円滑に進めるにあたっては、地元自治会等の皆様のご理解及びご協力が不可欠であり、地元自治会の理解度はわかり知る必要があることから、聞き取り調査を実施したものです。その結果、現有地での整備を承諾するご意見、反対するご意見をそれぞれ複数いただいておりますが、整備に同意が得られない場合には施設整備に遅延が発生するリスクを有するため、施設整備に対し不賛同の意向を示す意見が複数あった場合には、理解が得られていないものと判断したものです。なお、自治会が特定されることを防ぐため、自治会名の公表は控えさせていただくこととしています。</p>
1 3	資料 2		各候補地の採点結果の根拠	<p>報告書 P 1 0 2 支障物の有無 下段から 4 行目に、候補地②で本事業の着手前には撤去される予定であり。と記載されていますが？</p> <p>ご意見：この事も、予定候補地②ありで行動されてませんか？</p>	<p>候補地②において、土地所有者によって設備の撤去工事が行われておりますが、これは、土地所有者である事業者が事業を撤退したことによる設備の撤去であり、当該候補地だけでなく、同者保有の南側地区（約 6 6 ha）の全て設備の撤去工事が、候補地として列挙を受ける以前より施工されていること、また、P 1 0 2 に記載のとおり、本事業の着手前にはすべての施設が撤去されることを、現地踏査にて確認したものです。</p>
1 4	資料 2		各候補地の採点結果の根拠	<p>報告書 P 1 1 4 住宅までの距離 施設から一定距離を取ることが望ましい。と記載されていますが？</p>	<p>住環境への配慮から、住宅と一定程度の距離を取ることが望ましいことから、評価したものです。ご意見にある苦情がないので問題なしという考え方ではなく、良好な住環境</p>

				<p>ご意見：現在、操業され地元自治会から苦情がないので問題なしと考えても支障ありませんか？</p>	<p>の確保を前提としていますので、苦情の有無に関わらず評価を行ったものです。</p>
15	資料2		各候補地の採点結果の根拠	<p>経済性 報告書P124上段から13行目 施工費が候補地①、②、③共違う金額が記載されていますが、それぞれの候補地によって構想案があって金額が違っているのでしょうか？ ご意見：候補地によって敷地面積が違うので、それぞれの構想案を作られ、その上での施工費でしょうか？ その構想案がないのであれば同施工費を掲示すべきでは？</p>	<p>経済性の比較に用いる施工費は、各候補地ともに同一の規模の施設を条件にメーカーヒアリングにより算定しています。結果は、P126に記載のとおり、プラント費用は同一の施工費となっていますが、土木建築費用は立地条件により異なることから、候補地毎に施工費の差異が発生しています。</p>
16	資料2		各候補地の採点結果の根拠	<p>施設の利活用 P133以降の採点結果の概要について ご意見：P133以降の採点結果の概要のうち、理由・ご意見が記載され説明を加えられています。候補地①、②、③毎の理由やご意見が候補地毎違う理由を伏せられて採点がされていますが、採点するうえでは同じ条件の元採点をしないと不公平さがでると思いますが、いかがでしょうか？</p>	<p>施設の利活用に関する採点については、各候補地の現地踏査（第3回委員会）の結果及び地域循環共生圏のポイント（P26）を整理した上で採点していますので、ご意見にあるような理由を伏せられて採点がされているというような事実はなく、公平な評価を実施いただいています。</p>
17	資料2		各候補地の採点結果の根拠	<p>民間業者の活用 立地の検討以外に民間活用に付いて ご意見：今、施設の立地検討を視野に入れて議論されていますが、各市の特徴を取り入れて検討されてはいかがでしょうか？和泉市には、市の南部に民間事業者が操業されている大規模廃棄物処理場があります。そこに処分委託する方法もあります。当初予算や将来に負担する分担金との金額と、委託する負担金との比較もされてはいかがでしょうか？</p>	<p>一部のごみ処理を民間処理場にて委託処理することを想定した検討については、経済性の評価にて事業費を算出(P126パターンB)しています。 また、本組合は、組合規約第3条にあるとおり、組合市のごみを共同処理する一部事務組合であり、市が収集したごみを安全、安定かつ効率的に中間処理し、最終処分することがその役割であります。市がごみの中間処理及び最終処分を民間に委託するということは、もちろん可能ではありますが、その調査や検討は組合の所掌事務ではなく、必要であれば、市が一般廃棄物処理基本計画において検討され</p>

					るものと考えます。
18	資料2		各候補地の採点結果の根拠	<p>分担金問題 3市の分担金</p> <p>ご意見:立地検討委員会とは、少し論点が違いますが、建て替えによってそれぞれの市が負担している分担金が、現在の分担金から大きく増えてくると予想されます。その金額を提示していかないと派遣議員さんにも理解してもらえないでしょう?その事を立地検討材料に入れてはどうでしょう?</p>	<p>立地検討における事業費については、経済性の比較に際して、候補地ごとの比較評価を行うために一定規模を想定したメーカーアンケートにより算出したもので、候補地における施設建設において一定の目安となるものです。しかし、実際の予定施工費ではないこと、また、用地取得費は交付対象面積が不確定であるため交付金は考慮していないなど、実施の予定取得費ではありません。詳細な事業費は、今後の基本計画や基本設計によって算出する予定です。ただし、今回の報告書に記載の事業費を基に、組合市ごとの分担金の試算は、進めてまいります。</p>
19				<p>○候補地2に決め打ちしている報告書で信用できない。政治的意図が見え見えである。</p>	<p>立地検討に際しては、土地利用規制や防災、立地環境、経済性、施設の利活用など、多面的かつ総合的な視点での評価が求められ、透明性の確保を図りながら適切に進める必要があるため、泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会を設置し、審議を行いながら検討を進めてきたものです。評価に際しては、評価項目、評価基準、配点、比較評価の全てを、同委員会にて審議したものですので、ご意見にあるような政治的意図が介入する余地はありません。</p>
20				<p>○ENEOSへの土地候補地2用地買収単価が高すぎて話にならない。マスコミにも情報を送る。</p>	<p>ご意見にある用地取得費の単価は、経済性の評価における比較評価を行うために「全国地価マップ(一般財団法人資産評価研究センター)」に記載の地価公示価格により整理したものです。</p> <p>P125にあるとおり、候補地②の取得単価については、近年、工業用地の価格も上昇傾向にあり、市街地並の価格以上で取引されている事例もあることから、高石市の内陸側で候補地から概ね2km以内に位置する地点を選定し、そ</p>

					の平均値を取得単価として設定したものです。上記のとおり、当該取得単価は、経済性の比較評価を行うため設定したもので、実際の予定取得単価ではないことをご理解願います。
2 1				○海風が運び候補地 2 からの塵ほこり臭いは絶対に市街地に入る点から反対である。	候補地②及び候補地③は内陸市街地との距離があるため、候補地①と比べて住居に対する影響は小さいと考えられます。また、当該地域では昼間は海風となりますが、夜間は陸風が卓越する傾向があると考えられ(令和 5 年堺地域気象観測所観測結果)、夜間は海側へ風が流れるため、住居に対する影響は候補地①と比べて小さくなると考えられます。 なお、新施設の稼働にあたっては十分な環境保全対策を講じ、周辺への影響の低減に努めることといたします。
2 2				○埋立地への通行ルートは橋のみで地震時リスクを低く考えているのは問題である。	埋立地への通行ルートである高石大橋、浜寺大橋については、耐震化工事済であるほか、候補地②に面する道路(高砂 1 号線)は液状化対策が講じられています。立地検討において、地震時のリスクについては、南海トラフ及び上町断層の最大想定震度により評価を行っていますので、ご意見にあるような地震時のリスクを低く考えているものではないことをご理解願います。なお、埋立地につながるすべての経路が寸断されるような激甚災害の場合については、被害のない他の自治体との広域連携処理、民間廃棄物処理施設への処理委託、国や府によって設置される仮設焼却施設の活用等の代替措置により処理を行うこととなります。
2 3				○候補地 2 隣地の B 社危険物倉庫との安全性確保が検討されてない。公共施設であり、隣地は民間だから知らないのは理由にならない。何も検証されていな	ご意見にある危険物倉庫は、ケミカルセンターとして、アルコール消毒液やエンジン潤滑油、リチウムイオン電池などを取り扱っており、隣地に存在しても、一般廃棄物処理

				い。	施設に何ら影響を与えるものではありません。
24				○候補地1の隣地近隣地買収を真剣に考えていない。容易にENEOSに擦り寄っているのが見え見えである。	本事業における建設候補地は、P15にあるとおり、組合市から候補地を列挙いただいたものです。 候補地とすることについて、所有者の承諾を得ることができることが条件となっていますので、ご意見にある列挙された候補地以外の土地の買収について、考慮することはできませんのでご理解願います。
25	7	2		・P15：なぜ候補地が3カ所しかないのか。和泉市の山奥とか住宅地から離れた位置を検討しないのか。適切な候補地が無かった等は理由にならない。私有地であるENEOS製油所跡地を上げる前に公有地を優先的に選択すべきでないか。税金でわざわざ私有地を買い上げを容易にすべきでない。また利用頻度がある程度高い高砂グラウンドも清掃工場に転換などすべきでない。機能移転などわざわざするのも土建業者向けの便宜図っているのでないか。	本事業における建設候補地は、組合市から次の条件に適合する候補地を列挙いただくこととしたものです。 ・車両動線や工事必要面積等を含め、およそ30,000m ² 以上である。 ・候補地とすることについて、所有者の承諾を得ることができる。 候補地の列挙については、組合市によるものであることをご理解願います。 なお、高砂公園の機能移転は、臨海部の高砂公園のスポーツ・レクリエーション機能を移転し、津波の影響を受けない内陸部における防災機能を備えた公園として整備するものであり、本施設整備に合わせて検討がなされたものではありません。
26	7	2		・P42：防災 液状化が候補地2及び3は「0点」はPL値15超で候補地1と「7点」差しかない。本来埋立地で液状化が起これば清掃工場機能回復まで多大な時間を要する。恣意的に候補地1を加点しているとしが見れない。不適切である。そもそも防災の項目には陸地と埋立地へのアクセスが2カ所の橋のみである点を評価していないのが問題である。災害で橋が遮断され清掃工場機能が利用できない点を考慮にしれ	比較評価項目は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に示される評価項目の例を参考に、組合市の立地特性及び防災、立地環境、経済性、施設の利活用の4つを主要な評価項目（以下、「大項目」という。）として設定するとともに、P31に記載のとおり、概ね各大項目で同程度の点数（90点）とするとしたものです。大項目「防災」の各評価項目の配点については、均等に配点するとしたものです。比較評価の配点及び評価基準については、立地検討委

				ていないのは大問題である。	員会での審議を経て、公平に設定されたものでありますので、ご理解願います。 また、埋立地へのアクセスである高石大橋、浜寺大橋については、耐震化工事が完了しているほか、候補地②に面する道路（高砂1号線）は液状化対策が講じられています。なお、候補地②及び候補地③につながるすべての経路が寸断されるような激甚災害の場合については、被害のない他の自治体との広域連携処理、民間廃棄物処理施設への処理委託、国や府によって設置される仮設焼却施設の活用等の代替措置により処理を行うこととなります。
27	7	2		・P42 浸水の評価で高潮の影響を評価しないのはなぜか。候補地2はP55で1.0～3.0m高潮ハザードマップに該当し他と同じ7点評価は高すぎる。恣意的に点数をつけているとしか見えない。	浸水想定については、P49にあるとおり、高潮についても評価をしております。評価基準については、0.1～0.5m未満はごみ収集等の作業が可能な浸水高さ、0.5～3.0m未満は一般的な盛土等の対策で対応可能な浸水高さとして評価基準が設定され、同評価基準に基づき公平に採点されたものでありますので、ご理解願います。
28	7	2		・P42：立地環境 都市施設決定の要不要の評価3点根拠不明。委員会で決めれば都市計画決定することは既定路線とでも思っているのか。環境アセスの調査費用や時間を何だと思っているのか。	ごみ処理施設は、建築基準法第51条において、その敷地の位置は、原則、都市計画で決定しているものでなければなりませんとされています。そのため、委員会の判断とは関係なく、都市計画審議会の審議を経て、その位置を都市計画決定していく予定です。いずれの場所であっても、変更もしくは新規の都市計画決定手続きが必要となります。また、ごみ焼却施設については、廃棄物処理法において生活環境影響調査を実施することとされており、いわゆる環境アセスはいずれの場所においても必要となります。
29	7	2		・P43 土地取得の配点も恣意的で本来用地取得費用が掛かる点で現有している候補地1や公共用地(候補地③)と候補地2とは2～4点しかない点は恣意的で	比較評価項目は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に示される評価項目の例を参考に、組合市の立地特性及び防災、立地環境、経済性、施設の利活用の4つを主要な評

				<p>ある。20点くらいの差がついて候補地2の評価を下げるべきである。</p>	<p>価項目（以下、「大項目」という。）として設定するとともに、P31に記載のとおり、概ね各大項目で同程度の点数（90点）とするとしたものです。ただし、「立地環境」のうち事業の実施にあたって必須となる「土地取得・合意形成」に関しては、各評価項目の配点の比重が高くなるよう、委員会意見を踏まえ決定したものです。</p> <p>また、土地所有者の区分及び用地取得の評価基準については、P84にあるとおり、用地取得の必要性がある場合、施設の整備に時間を要するおそれがあることから、評価基準として設定したもので、用地取得を行う場合、本事業は公共事業であることから公共用地の場合に比較的取得が容易となること、土地所有者の承認がない場合は取得が困難となることから、公共用地・民有地の別及び土地所有者の承認の有無を評価基準として設定したものです。比較評価の配点及び評価基準については、立地検討委員会での審議を経て、公平に設定されたものでありますので、ご理解願います。</p> <p>なお、土地取得の費用については、報告書P125に記載のとおり、経済性の評価において考慮しています。</p>
30	7	2		<p>・P43 地元自治会の理解も候補地2の点数を上げすぎである。周辺事業者理解度が高かろうが高石市民は理解していない。</p>	<p>比較評価項目は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に示される評価項目の例を参考に、組合市の立地特性及び防災、立地環境、経済性、施設の利活用の4つを主要な評価項目（以下、「大項目」という。）として設定するとともに、P31に記載のとおり、概ね各大項目で同程度の点数（90点）とするとしたものです。ただし、「立地環境」のうち事業の実施にあたって必須となる「土地取得・合意形成」に関しては、各評価項目の配点の比重が高くなるよう、委員会意見を踏まえ決定したものです。</p>

					<p>地元自治会の理解度については、P86にあるとおり、施設整備を進めるにあたって、土地所有者や地元自治会の理解を得られていない場合、施設整備及び土地取得に時間を要するおそれがあることから、評価基準として設定したものです。また、候補地②及び③には、周辺に地元自治会は存在しませんが、多数の事業所が存在するため、施設整備への影響を考慮し、立地検討委員会での協議の結果、特例として周辺事業者の理解度を評価の対象とすることとしたもので、調査の結果、候補地②の周辺事業者から施設整備に対し、不賛同の意向を示す意見がなかったことから、評価基準に基づき、採点されたものです。</p>
31	7	2		<p>・P43 他市町村の距離もわざわざ点数を上げるのは恣意的である。丁寧な説明を近隣市にすればよだけで比較の項目にあげるものでない。組合の仕事量の多寡を比較項目にいれないこと。</p>	<p>他市町村の距離は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」における候補地選定に係る条件、評価項目の例として示されている項目の一つとなっています。他市町村との距離については、本施設稼働による騒音等の影響を考慮し、他市町村と一定程度の距離がある方が望ましいことから、評価したものです。</p>
32	7	2		<p>・P43 立地環境 この項目に隣地条件がないのは不適切である。候補地2は隣地にB社危険物倉庫が既に立地されている。名前の通り危険物である石油類の集積出荷場所になっている。わざわざこのような危険物集積所の隣でゴミ焼き場を設ける神経が理解できない。B社側が適切に整備して法的に問題ないとかいう話でない。公共施設設置者としての見解が問われる。</p>	<p>比較評価項目は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に示される評価項目の例を参考に、組合市の立地特性及び防災、立地環境、経済性、施設の利活用の4つを主要な評価項目として設定したものです。ご意見にある危険物倉庫は、ケミカルセンターとして、アルコール消毒液やエンジン潤滑油、リチウムイオン電池などを取り扱っており、隣地に存在しても、一般廃棄物処理施設の運営に何ら影響を与えるものではありません。</p>
33	7	2		<p>・P43 インフラの状況 清掃車両の一般道通行による交通渋滞の差を比較項目にいれるべきである。</p>	<p>評価は既存資料により行うことを基本とし、国土交通省の全国道路・街路交通情勢調査結果における周辺道路の混雑度を用いて交通混雑の評価をしています。</p>

					<p>候補地①の現有地(泉北クリーンセンター)については、現状で周辺道路を清掃車両が走行していることから、現況の混雑度は清掃車両の走行を含んだものと考えられます。また、候補地②及び③については、清掃車両の台数は約 300 台/日であり、最寄りの道路(大阪臨海線: 3. 2万台/日)と比べると非常に少なく、交通混雑は一般車両の交通量に依存すると考えられます。</p> <p>これらのことから、本事業の実施により周辺道路の交通混雑に新たに影響を及ぼす可能性は小さいと考えられることから、交通渋滞の差は比較評価の項目として採用していません。</p>
3 4	7	2		<p>・P44 生活・自然環境 卓越風の影響が評価されていない。一般的に泉州地域は大阪湾から和泉山脈側への「海風」が終日吹いている。現在の和泉市立地では多数の居住地がある海岸沿いへの影響は少ないが候補地 2 及び 3 ではもろに海岸沿い地域への悪臭、粉塵の影響が発生する。清掃工場は高温燃焼機器だとは思いますが今後の敷地内建て替えも敷地内で行う気配が見えるため、この機会に候補地 2 及び 3 となると永遠と立地し続けるのは許しがたい。</p>	<p>候補地②及び候補地③は内陸市街地との距離があるため、候補地①と比べて住居に対する影響は小さいと考えられます。また、当該地域では昼間は海風となりますが、夜間は陸風が卓越する傾向があると考えられ(令和 5 年堺地域気象観測所観測結果)、夜間は海側へ風が流れるため、住居に対する影響は候補地①と比べて小さくなると考えられます。</p> <p>なお、新施設の稼働にあたっては十分な環境保全対策を講じ、周辺への影響の低減に努めることといたします。</p>
3 5	7	2		<p>・P44 経済性 候補地 1 が敷地内建て替えが困難なのは理解するが民有地を取得しても候補地 2 が優位になる点は道理がいかない。また公有地でもある候補地 3 と同じなのも滑稽である。候補地 2 はただで譲り受けるのか。ENEOS 製油所と癒着があるのではないかと勘繰りたくもなる。余程税収が期待でもできるのか。</p>	<p>経済性については、用地取得や施設整備、施設運営にあたっては、経済的に優れた土地が望ましいことから、評価項目としたものです。評価に際しては、イニシャルコスト、ランニングコストの観点で、候補地に差が生じると想定される主要な費用について、概算費用で比較評価を行ったもので、P 1 2 4 の採点結果にあるとおり、用地取得費、施工費、運転・維持補修費など、想定される費用の合計にて判定したものです。</p>

36	7	2		<p>・P44 経済性 その他工事中必要費用 注2) 解体から新施設完成までのごみ外部処理費など計上しているが現敷地内での建て替えを真剣に考えていないから安易に計上しているだけでないか。例えば干渉緑地帯や離隔距離の工事期間中の一時解除や粗大ごみ処理施設の他組合との共有利用だとか様々な案を検討していたのか不明である。</p>	<p>候補地①について、現施設を運用しながらの新施設建設についても、プラントメーカーへ検討を依頼しましたが、いずれの事業者からも施工不可との回答があったものです。各社とも現地を視察した上でご回答をいただいております。また、一般廃棄物処理施設の整備については、上位計画である一般廃棄物処理基本計画に基づき実施されますので、ご意見にある他自治体施設との共同処理については、検討しておりません。なお、将来の広域処理については、引き続き、検討を行ってまいります。</p>
37	7	2		<p>・P45 エネルギー供給 候補地2及び3の近隣工場が永続的に立地するかは不明である。民間企業の需要を充てにして撤退した場合はだれが責任をとるのか。これも候補地1の点数を下げようと恣意的に採点がされている。</p>	<p>エネルギー供給施設(工場)の有無については、施設の利活用を評価するもので、P135にあるとおり、動静脈連携の観点から、工場での温熱等の利用の可能性を考慮して評価したものです。P1にあるとおり、廃棄物処理施設の整備にあたっては、廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図る、地域の低炭素化の拠点となることが重要であると考えられており、立地による可能性を評価したものであることをご理解願います。</p>
38	7	2		<p>・P45 将来建て替え用地確保 候補地2は新規に大きい面積を購入するのだから点数高いのは当たり前である。候補地1でも近隣地購入すれば同じ11点になる。これも恣意的に候補地2点数上げにしている不適格である。</p>	<p>本事業における建設候補地は、P15にあるとおり、組合市から列挙いただいたものです。 将来の建て替え用地の確保については、新たな施設の用地確保のしるべき都市計画手続が不要となるため、その次の施設用地も確保できていることが望ましいことから、評価項目とし、列挙された候補地の面積を基に採点したもので</p>

					す。候補地とすることについて、所有者の承諾を得ることができることが条件となっていますので、ご意見にある列挙された候補地以外の土地の取得について、評価の対象とすることは、公平な比較評価となりませんので、ご理解願います。
39	資料2			・P72 景観計画区域に候補地1が入っているのので3地点とも同じ0点はおかしい	P71にあるとおり、候補地①は和泉市景観計画区域に含まれており、候補地②及び候補地③については大阪府の景観計画区域（大阪湾岸区域）に含まれています。すべての候補地が景観計画区域に該当し、施設整備にあたっての高さ制限等があるため、3候補地とも0点と採点されたものです。
40	資料2			・P86 P87～90で「①現有地」「③高砂」とあるが候補地2のヒアリングが記載ない。「③高砂」に含んでいるのか不明。また、P90のQ事業者R事業者X事業者は交通渋滞を危惧しているのに評価が「-」は不自然である。「×」でないのか。またd事業者は断固反対と言っている。これらの評価で候補地3が「0点」であり、候補地2が「6点」なのか読み取れない。何が「特例」で理解得ているのかおかしいのでないか。	候補地②のヒアリング結果については、P89下段に記載しております。高砂公園周辺の事業者の意見について、交通渋滞などの問題に関してはご心配をされている事業者がりましたが、施設整備に対し不賛同の意向を示す意見ではありませんので、その他の意見として整理したものです。
41	資料2			・P125 候補地2の地価設定が千代田等の平均で116千円/㎡は高すぎる。ENEOSへの付度でないのか。埋立地と住宅地の地価を同じにするのは間違っている。税金を何だと考えているのか。	ご意見にある用地取得費の単価は、経済性の評価における比較評価を行うために「全国地価マップ（一般財団法人資産評価研究センター）」に記載の地価公示価格により整理したものです。 P125にあるとおり、候補地②の取得単価については、近年、工業用地の価格も上昇傾向にあり、市街地並の価格以上で取引されている事例もあることから、高石市の内陸側で候補地から概ね2km以内に位置する地点を選定し、その平均値を取得単価として設定したものです。上記のとおり

						り、当該取得単価は、経済性の比較評価を行うため設定したもので、実際の予定取得単価ではないことをご理解願います。
4 2	資料 2				・ P127 中継処理施設が難しいとか言い訳でないか。合理的なやり方をもっと検討すべきである。	中継施設については、P 1 2 7 にあるとおり、現有地の場合、現施設を解体し、建設が完了するまでの間、ごみを外部処理する必要がある、この場合、各市より収集運搬されたごみは、中継施設に仮置きして外部処理施設へ運ぶ必要があることから、中継施設の施工費を計上したものです。民間の処理施設での外部処理は、現状において最も合理的な手法であると考えますが、民間の処理施設であっても搬入可能な一般ごみの量は決まっており、全量の受け入れはきわめて厳しいことから留意が必要としたものです。